

保護者様

静岡北高等学校

校長 廣住 雅人

就学支援金の手続きについて（お知らせ）

春分の候、新入生の保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成26年度から「高等学校等就学支援金制度」が変更され、「市町村民税所得割額が304,200円（＝年収910万円程度）」未満の世帯に就学支援金が支給される仕組みになりました。下記の内容を必ず確認していただき、手続きを行うようお願いいたします。

記

1. 確認方法

市役所で発行される課税証明書を取得し、市町村民税所得割額（保護者全員分）を確認してください。

2. 提出書類

下記に該当する書類のどちらかを必ず提出してください。

（1）市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の方

- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号）
- ② 平成28年度課税証明書（平成27年所得に対する）（保護者全員分の原本）
- ③ 母子、父子家庭の場合で、課税証明書に寡婦（寡夫）の記載がない場合は、Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを提出してください。
 - Ⅰ. 「母子家庭医療費受給者証の写し」
 - Ⅱ. 「保護者の戸籍謄本（全部事項証明書）」
 - Ⅲ. 「児童扶養手当証の写し」＋「健康保険証の写し（保護者・生徒分）（A4サイズ指定）」

（2）市町村民税所得割額の合計が304,200円以上の方

- ① 就学支援金 申請辞退申出書

注意 ※1 保護者とは、親権者（父母）をいい、親権者がいないときは未成年後見人をいいます。

※2 提出書類の誤記入の場合は、訂正印をお願いします。（修正テープ等使用不可）

3. 提出日

平成29年4月10日（月）厳守

（提出用の封筒に入れ、期限までにクラス担任に提出してください。）

（裏につづく）

4. 注意事項

- ① 4月分の授業料等納付金（授業料等）は、入学金納付時と併せて通常額を納入いただいています。
 今回、申請手続きをされた方については、5月分の授業料等の引き落としの際に、4・5月分の就学支援金 19,800円（通常支給額 9,900円の4・5月分）を免除した額を納入いただきます。
 通常支給額 9,900円を超える加算（1.5倍：+4,950円、2.0倍：+9,900円、2.5倍：+14,850円）に該当される方につきましては、県における就学支援金の認定手続きが完了し、正式決定となりましたら加算分を減額いたします。
- 例年、県の認定は11月頃となりますので、それまでの期間については通常就学支援金額 9,900円のみを免除した額を納付いただき、差額分につきましては別途返金いたします。
- ② 保護者の全員または一方が海外に在住している場合、海外赴任証明書が必要です。併せてご提出ください。また支給額が制限される場合があります。
- ③ 交通遺児等や生活困窮状態等にある者への「授業料減免制度」、非課税世帯への「奨学給付金制度」については、県からの通知に基づき別途お知らせします。

<就学支援金適用額>

保護者の「市町村民税所得割額」の合計	就学支援金
304,200円以上	支給なし
154,500円以上304,200円未満	月額 9,900円（通常支給額）
51,300円以上154,500円未満	月額 14,850円（9,900円+4,950円）
1円以上 51,300円未満	月額 19,800円（9,900円+9,900円）
0円（非課税）	月額 24,750円（9,900円+14,850円）

<免除月額>

合計金額 42,750円						
授業料減免 18,000円 上限	月額 18,000円	合計金額 37,800円				
	月額 18,000円	合計金額 32,850円				
就学支援金 0円～ 24,750円	月額 24,750円 (加算分 14,850円)	月額 19,800円 (加算分 9,900円)	月額 18,000円	合計金額 14,850円		
			月額 14,850円 (加算分 4,950円)	合計金額 9,900円		
	私立高等学校等就学支援金等助成（基本分 9,900円）					
年収	250万円 未満程度	250万～350万 未満程度	350万円以上 (※児扶養等受給世帯)	～590万円 未満程度	590万以上～ 910万円未満程度	910万円以上
市町村民税 所得割額	非課税	5万1,300円 未満	5万1,300円以上	15万4,500円 未満	15万4,500円以上 30万4,199円	30万 4,200円以上

※免除月額の上限は、授業料月額範囲（理数科・国際コミュニケーション科 37,000円、普通科 35,000円）となります。

以上

※一度すべての書類をご一読の上、問い合わせください

問い合わせ先 静岡北高等学校 事務局 8:15～17:00 tel 054-261-5801

記入見本

平成29年 4月 7日

静岡県知事 殿

高等学校等就学支援金

4月1日以降の日付を記入

- 受給資格（高等学校等就学支援金）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況

記入しない

に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。）

- この申請書又は届出書に虚偽の記載をなした場合は、罰金等を課せられます。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をなした場合は、就学支援金の支給をさせないこととし、懲役又は100万円以下の罰金等を課せられます。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しずきた		しょうた	
生徒の氏名	姓	静 北	名	翔 太

生徒の生年月日	昭和 <u>平成</u> 13 年 4 月 2 日
生徒の住所	〒420-0911 静岡県 <u>市</u> 葵区瀬名5丁目14番1号
保護者等の連絡先	090-××××-×××× <u>※日中連絡がとれる電話番号を記入</u>
生徒が在学する学校の名称	静岡県北高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36日を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名	記入しない	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の	学校名	～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

《注意》修正液・修正テープを使用した申請書類は県にて受付がされませんので、記入を誤った場合には二重線・訂正印により書き直すようにしてください。

記入見本(保護者が父母の場合)

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) 4 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する	#チェックのみ記入
親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)			
②		ア	<input type="checkbox"/>
親権者の1人が控除対象配偶者であり, 市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合			
イ		<input type="checkbox"/>	
親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合			
ウ		<input type="checkbox"/>	
・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等			
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分) (未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが, 未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が, 課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄
静北 太郎	父
静北 花子	母

※収入の状況に変更があった場合には, 支給額が変更となる場合がありますので, 必ず学校に連絡してください。
(収入の状況に変更があった場合は, 収入保護者氏名を記入 更正決定による市町村民税所得割の変更, 離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の ずす。)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上, □にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授 委任することを了	#よく読んだ上, レ点を記入
<input type="checkbox"/> 就学支援金を授 委任することを了	#よく読んだ上, レ点を記入

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

平成 年 月 日

静岡県知事 殿

高等学校等就学支援金



受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。



収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和・平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村	
保護者等の連絡先				
生徒が在学する学校の名称	静岡北高等学校			

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 私立 静岡北高等学校	平成29年 4月 1日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 (全日制)
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
		ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

※収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
(収入の状況に変更があった場合とは、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等があった場合です。)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

就学支援金 申請辞退申出書

平成29年4月7日

静岡北高等学校 校長 様

1年 組 番 生徒氏名_____

保護者氏名_____ 印

就学支援金の受給要件を満たさないため、申請を辞退します。

以 上

<備考>

- ①就学支援金の受給申請をされない場合（市町村民税所得割額が304,200円以上）は、本申出書に署名・捺印をいただき、提出用封筒に同封の上、提出期日までにクラス担任に提出してください。
- ②受給資格を満たしている場合は、本届出書を提出いただく必要はありませんが、保護者全員分の平成28年度課税証明書（原本）を提出してください。
- ③静岡県の規定により、4月に課税証明書を提出されない場合は、受給資格を満たしていても支給対象と認められない場合がありますので、十分ご注意ください。